

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

| | 所管課名 | 園芸畜産課 | 整理番号 | 1-15 |
|-------------------------|---|-------|------|------|
| 許認可等の種類 | 監査規程の認可・変更の認可・廃止の認可(漁連) | | | |
| 根拠法令条例等・条項 | 水産業協同組合法第87条の2 | | | |
| 許認可等の概要 | 漁業協同組合連合会が会員の監査を行う際の監査規程の認可・変更の認可・廃止の認可 | | | |
| 審査基準 (未設定の場合はその理由) | <p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】水産業協同組合法第87条の2 連合会は、前条第一項第十号に規定する会員の監査又は同条第八項に規定する特定組合の監査の事業(以下この条において「監査事業」という。)を行おうとするときは、監査の要領及びその実施の方法並びに監査事業に従事する者の服務に関する事項を監査規程で定め、行政庁の認可を受けなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。 2 監査事業を行う連合会は、水産業協同組合の業務及び会計について専門的知識及び実務の経験を有する者で農林水産省令で定める資格を有するものである役員又は職員を当該事業に従事させなければならない。 3 全国連合会は、その行う特定組合の監査に関し公認会計士又は監査法人が公認会計士法(昭和二十三年法律第百三号)第二条第一項又は第二項の業務を行う旨の契約を、公認会計士又は監査法人と締結しなければならない。</p> | | | |
| 基準の制定根拠 | — | | | |
| 標準処理期間 (未設定の場合はその理由) | 未設定(過去に申請実績がないため) | | | |
| 期間の制定根拠 | — | | | |